

第18回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日(金) 午後1時30分～午後2時12分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(0名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第70号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主事	水代康成
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。井伊推進委員、山本推進委員、出口推進委員、岡本推進委員、杉本推進委員から欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第18回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に7番 な す けんいち 那須 健一 委員、8番 やまだ こうじ 山田 耕二 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ひょうどうまさお 兵頭正男委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号6番 兵頭です。 議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第68号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	12月16日に譲渡人、譲受人、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第68号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、中本 ^{なかもと} 菅 ^{たかし} 委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 8 号 順位 2 番 説明】
中 本 委 員	1 2 月 1 6 日に譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 8 号 順位 2 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位 3 番について、毛利 ^{もうり} 久志 ^{ひさし} 委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号 1 2 番 毛利です。 議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 8 号 順位 3 番 説明】
毛 利 委 員	1 2 月 1 6 日に譲渡人、譲受人、浅野農業委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 8 号 順位 3 番 説明】
毛 利 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭 ^{ともゆき} 知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位 4 番について、谷口 ^{ゆうき} 雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 8 号 順位 4 番 説明】
谷 口 委 員	1 2 月 1 6 日に譲受人、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 8 号 順位 4 番 説明】
谷 口 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。

	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて日程第3 議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、山本 ^{やまもと} 弥須弘 ^{やすひろ} 委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号2番 山本です。 議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第69号 順位1番 説明】
山 本 委 員	12月16日に譲渡人、譲受人、善家推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第69号 順位1番 説明】
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位2番について、中本 ^{なかもと} 誉 ^{たかし} 委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号5番 中本です。 議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第69号 順位2番 説明】
中 本 委 員	12月16日に譲渡人、譲受人、毛利推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第 6 9 号 順位 2 番 説明】
中 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可相当にすることに異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 4 議案第 7 0 号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、 ^{やまもとのぶお} 山本伸男委員より説明をお願いします。
山 本 委 員	議席番号 1 番 山本です。 議案第 7 0 号「非農地証明願について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 0 号 順位 1 番 説明】
山 本 委 員	1 2 月 1 6 日に、申請者の代理人、渡邊農業委員、井伊推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 0 号 順位 1 番 説明】
山 本 委 員	以上により、順位 1 番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 0 号「非農地証明願について」、順位 1 番は申請のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 0 号「非農地証明願について」、順位 1 番は申請のとおり

	承認することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸 ^{ともゆき} 委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位 2 番について、谷口雄記 ^{ゆうき} 委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 7 0 号「非農地証明願について」、順位 2 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 0 号 順位 2 番 説明】
谷 口 委 員	1 2 月 1 6 日に、申請人、兵頭農業委員、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 0 号 順位 2 番 説明】
谷 口 委 員	以上により、順位 2 番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく願います。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 0 号「非農地証明願について」、順位 2 番は申請のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 0 号「非農地証明願について」、順位 2 番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	順位 3 番について、中本 誉 ^{なかもとかし} 委員より説明をお願いします。
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 7 0 号「非農地証明願について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 0 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	1 2 月 1 6 日に、山下農業委員、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第 70 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	以上により、順位 3 番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 70 号「非農地証明願について」、順位 3 番は申請のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 70 号「非農地証明願について」、順位 3 番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議 長	順位 4, 5, 6 番について、同一案件のため一度に説明していただきます。 しのざきひであき 篠崎英明委員より説明をお願いします。
篠 崎 委 員	議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 70 号「非農地証明願について」、順位 4, 5, 6 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 70 号 順位 4, 5, 6 番 説明】
篠 崎 委 員	12月13日に、清家農業委員、橋本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 70 号 順位 4, 5, 6 番 説明】
篠 崎 委 員	以上により、順位 4, 5, 6 番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 70 号「非農地証明願について」、順位 4, 5, 6 番は申請のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 70 号「非農地証明願について」、順位 4, 5, 6 番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 5 議案第 71 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の 大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 7 1 号 順位 1 番から 1 5 番まで説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位 1 番から 1 5 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北 町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 から 1 5 番は原案の とおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に よる鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 1 5 番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第 1 8 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	7 番
	8 番